

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (1)生活サービスの機能継続(その1)

論点1: 居住場所と日常生活に必要なサービスを提供する施設(商店、ガソリンスタンド、病院・診療所、金融機関等)との最適な距離感は、どのように考えることが適当か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

〔検討の視点 ～生活サービス提供施設への住民側からのアクセスを考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①移動の確保	ア 道路インフラ 住民自治組織により生活道(町道)の管理が行われていること(主に草刈り)	○ 集落の小規模化、齢化による担い手不足	○ 他の住民自治組織の支援又は広域化による担い手の確保などによる対応 →地域的に連携支援・広域化に適さない地域の対応 ○ 公助による対応 →経費が激増する懸念 ○ 上記に代わる態勢を確立	【浦田委員】 自動運転に適した道路整備、携帯電波通信エリアの全域化 【清水委員】 市道「生活道」等の草刈りについては、地元住民自治組織へ補助金を交付して実施していくことが適当と思われるが、それらも限界がくる組織もあることから、今後は公費での対応が必要と思う	⇒次頁1(1)②の「考えられる対策の選択肢(以下「選択肢」という。)」へ、新たな技術の導入としての追記を検討します。 ⇒「選択肢」に掲げており、御意見は今後の取組検討における課題として共有して参ります。
	イ 公共交通など 移動手段は、自動車が大半であり、運転ができない人向けには、隣近所での乗り合わせ、他出子等による定期サポート事例があること また、公助による定額タクシー(利用補助)、デマンド交通や介護(福祉)タクシーが利用されていること 一部でボランティアでの送迎サービスを実施していた住民自治組織があったが、近年廃止されたこと	○ 隣近所、他出子等によるサポートの限界 ○ 公助は、運転免許返納者等がさらに増加すると町財政の負担増となる懸念。結果、個人負担額の増につながる可能性 ○ 民間事業者では、経営収支だけでなく、運転手不足等による影響拡大の懸念	○ 民間主体(福祉事業者等の事業多角化も含む。)又は住民主体、若しくは両者の連携による移動手段の確保策を構築 →住民主体とするには、組織力と従事者確保が必要 (年度内策定予定の「広島県地域公共交通ビジョン」において、「輸送資源の総動員」が必要であるとして検討中)	【浦田委員】 自動運転技術の活用 【材木委員】 規制が緩和されれば近隣住民による「ライドシェアリング」の導入も考えるべきではないか。 【清水委員】 旧町単位等での自治組織等により、一般社団法人の資格取得により「交通空白地有償運送事業」などでの対応も考えられる。	⇒次頁1(1)②の「選択肢」へ、新たな技術の導入としての追記を検討します。 ⇒今後の国の検討状況等を踏まえた上で、新たな「選択肢」として検討して参ります。 ⇒広島県地域公共交通ビジョンとの整合を図りつつ、市町と連携した検討を進めて参ります。

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (1)生活サービスの機能継続(その2)

論点1: 居住場所と日常生活に必要なサービスを提供する施設(商店、ガソリンスタンド、病院・診療所、金融機関等)との最適な距離感は、どのように考えることが適当か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

[検討の視点 ～生活サービス提供施設への住民側からのアクセスを考察]

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
②生活圏における各種生活機能の確保 (GS、スーパー、商店、金融機関) 〔事業継承支援〕 〔新規事業参入支援〕等	○ 身近な個人商店の後継者不足、GS・スーパー、金融機関(生活サービス提供施設)の相次ぐ閉鎖、また、行政区域を超えた地域のサービス機関を利用している実態があること ○ サービス提供施設への移動距離には一定の限界点(片道30分)があること	○ 現在利用できている町内外のサービス提供施設の閉鎖も懸念されること	○ 民間の力も取り入れた、新たなビジネスモデルとその誘導策を構築 ～ 例えば、商店+GSをベースとし、店頭販売に加え、食材配達と灯油配達、さらに、貨客混載による移動サービスといった複合サービスの考案 ○ 住民主体による商店、GSの運営等を誘導 →住民主体とするには、担い手確保と現経営者の理解が必要	【浦田委員】 自然エネルギーを活用したエネルギーの地域内自給システム整備	⇒前頁1(1)①ア及びイとあわせ、新たな技術の導入としての追記を検討します。

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (2)移動・訪問・遠隔サービスの拡充(その1)

論点1: 集落での暮らしにおける必要最低限担保されるべき生活サポート機能は何か。例えば、移動と見守り機能とする考え方は適当か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

〔検討の視点 ～移動が困難な者に対する生活サービス機能側からのアクセスを考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①移動販売、食材配達等のサービスエリアの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生協(全県カバー)、移動販売が利用されている地域が多いこと ○ 地域運営組織が生協と協定を結び、最寄りの集会所にまとめて配達している事例や、買い物代行の事例が見られたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配達要員の人材不足(要ヒアリング) ○ 採算性からみた事業の継続性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動販売事業者等の事業継続の可能性を踏まえた上で、民間事業者(福祉事業者等を含む。)又は地域住民によるリソースを持ち寄ったビジネスモデルを設計 <ul style="list-style-type: none"> →地域住民によるリソースの捻出には、住民自治組織を跨ぐ広範囲で考察することが必要 →最寄りの集会所など、拠点への配達にあつては、配達後の交通手段の確保方策 ○ ドローンを活用した配送サービスの実装支援 		
②金融サービス機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の店舗が閉鎖され、高齢者はATM操作に難儀していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ATM自体も撤去される懸念があり、現金保持が困難になり得ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関に対し、訪問サービス等の検討を要請 	<p>【浦田委員】 インターネットバンキングの普及、テレビ電話を使ったサービス</p> <p>【材木委員】 ATM操作に難儀→現金引き出しが不可能に</p> <p>【清水委員】 現下、ATM自体の閉鎖が進んでおり、日本郵政(株)に属する簡易郵便局の存続が望まれる。</p> <p>【沼尾委員】 郵便局は機能しないでしょうか？「機能の拡充」とありますが、拡充が必要ですか？</p>	<p>⇒「選択肢」としての追記を検討します。</p> <p>⇒「考えられる将来リスク等(以下「将来リスク」という。)としての追記を検討します。</p> <p>⇒「将来リスク」の有無等を確認し、「選択肢」としての追記を検討します。</p> <p>⇒郵便局については、清水委員の御意見と合わせ、確認と検討を行います。</p> <p>⇒「拡充」表記については、上記追記事項等に沿った標記を検討します。</p>

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (2)移動・訪問・遠隔サービスの拡充(その2)

論点1: 集落での暮らしにおける必要最低限担保されるべき生活サポート機能は何か。例えば、移動と見守り機能とする考え方は適当か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

【検討の視点 ～移動が困難な者に対する生活サービス機能側からのアクセスを考察】

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
③訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保	○ 訪問介護の利用者が一定数いること	○ 介護職員の人材不足 ○ 利用者が分散しており、効率的な運営が難しいこと ○ 訪問診療に対応する医師の不足	○ 介護保険事業者に対する訪問型サービス運営支援の拡充 →市町村における需要量に対応した人材確保と継続的な支援が可能かを考察することが必要 ○ 訪問診療に対応する医師の確保 →広域的な医師確保施策と連携した検討が必要	【沼尾委員】 コミュニティナースの養成や確保が考えられないでしょうか。移動販売と見守りを組み合わせた対応も考えられます。	⇒「コミュニティナース」については、関係部局と連携し、実例や「選択肢」としての検討を行って参ります。 ⇒「移動販売と見守りの組み合わせ」については、次頁の1(3)①心身の健康状態の把握における「選択肢」として検討いたします。
④ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実	○ 未病対策の一環として、バイタルデータを計測するウェアラブル端末の活用が図られていること(神石高原町) ○ 世帯単位で、民間サービスによる緊急通報システムを活用する事例があること ○ 経過観察や継続的に服用が必要な薬の処方等であれば医療機関にいくよりも遠隔医療により家庭等で受診できる環境を望む意見があること	○ 情報端末の操作を前提とする遠隔サービスの場合には、デジタルデバイドの解消が必要不可欠となり得ること ○ 民間サービスの活用においては自身による通報が行えなくなる状況を考慮する必要があること ○ 遠隔医療に必要なデバイス等を個人で準備し利用することが困難なこと	○ 自身による操作を必要としない安否確認手法などの構築 →個々の市町任せでなく、県全体に共通するサービス項目を市町の意見を聞いて整理する必要 ○ モバイル通信環境を活用した安否確認方法の構築 →スマホ教室などを通じた住民のデジタル機器の活用を容易とする支援が必要 ○ 遠隔医療に対応した移動型機器・設備の確保 →遠隔医療に必要な機器・設備を装備した車両等を準備し、巡回できる仕組みが必要	【浦田委員】 携帯電波通信エリアの全域化 【材木委員】 オンライン診療の場合、医師が処方した薬の自宅への配達課題になる。	⇒今後の見込みも含めた県内の実態を把握した上で、検討して参ります。 ⇒実態や規制の有無などを関係部局に確認した上で、記述の追記を検討いたします。

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (3)暮らしを維持する分岐点の整理(その1)

論点1: 将来的に訪れる自助の限界ポイントをあらかじめ想定しておくことは適当か。またそれを見極める人的リソースはどこに求めることが適当か。

〔検討の視点 ～ 「(4)セーフティネットの構築」に記述する対策の発動の判断につなげるため、市町において個人レベルの状態を把握するための仕組みづくりを考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①心身の健康状態の把握	○ 民生委員による把握が行われていること なお、民生委員の管轄エリアは必ずしも住民自治組織の範囲と一致しない場合があること	○ 民生委員の担い手不足	○ 市町の関係部署間での情報共有 →共有目的の明確化と個人情報保護の観点からの整理が必要 ○ 行政・住民自治組織など間における情報共有化の仕組みづくり	【沼尾委員】 先述のコミュニティナースや保健師の有資格者を地域おこし協力隊又は集落支援員として任用することなどが考えられないでしょうか。(継続性という点では課題もありますが・・)	⇒前頁の1(2)③と合わせ検討の中で、全国実態なども踏まえつつ、「選択肢」とならないか、関係省庁等と協議してまいります。
②自動車の運転が可能かどうかの状況把握	○ 健康状態や親族等のサポートの有無により、必要性があれば90歳代でも運転していること	○ 本人の申し出や近隣住民等からの伝達が前提となること	○ 住民自治組織を通じた運転ができなくなった者の定期的な把握 →移動サポートにつなぐためといった、把握の目的の明確化が必要	【浦田委員】 自動車安全装備の発展と活用 【清水委員】 運転の可否については現在の免許制度の強化等が必要と思われる。親族等への確認が必要と思う。	⇒1(1)①でのご意見と合わせ検討して参ります ⇒「実現する上での課題」として追記して参ります
③別居親族等による生活サポートの有無の確認	○ 本人からの申し出若しくは別居親族等からの申告等によらざるを得ないと考えられること	○ 別居親族が生活サポートを行えなくなったことの確認方法	○ 別居親族等から市町への情報連絡体制の構築 →直接とするか住民自治組織又は民生委員を介するか要整理		

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (3)暮らしを維持する分岐点の整理(その2)

論点1: 将来的に訪れる自助の限界ポイントをあらかじめ想定しておくことは適当か。またそれを見極める人的リソースはどこに求めることが適当か。

〔検討の視点 ～ 「(4)セーフティネットの構築」に記述する対策の発動の判断につなげるため、市町において個人レベルの状態を把握するための仕組みづくりを考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
④近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回覧板の手渡し、集落行事への参加状況などによって把握されていること また民生委員、集落支援員が見守りの役を果たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣住家が遠くなるに連れ、回覧板の受け渡しも困難となり、見守りが行き届かなくなる懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織若しくはこれに代わるリソースを通じた個人の置かれた状態の定期的な確認情報の集約 →民生委員や集落支援員等との連携方策の整理が必要 ○ LINEなどを活用した安否確認の仕組みづくり 		
⑤見守りを要する者の情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域運営組織と住民自治組織が連携した取組の中に、別居親族、住民自治組織、民生委員との情報共有を進める活動が見られること ○ 社会福祉協議会で見守り対象者名簿を作成している事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の異変の兆候の見逃し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的なセーフティネット構築として、地域支え合いネットワークの構築等 →地域運営組織は、行政下請けではなく、あくまで行政のパートナーとしての位置づけであり、行政が頼めば、ということにはならないこと 	<p>【沼尾委員】 デジタル化の推進と一体的な対応も考えられそうです。</p>	<p>⇒4頁1(2)④及び5頁1(3)①にも関連するご意見として承り、今後検討を深めてまいります。</p>

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (4)セーフティネットの構築(その1)

論点1: 将来的に訪れる自助の限界ポイントをあらかじめ想定しておくことは適当か。またそれを見極める人的リソースはどこに求めることが適当か。

論点2: 住民の自助の限界により集落の生活をあきらめざるを得なくなった場合、その後の生活を営む場所の選択肢がない個人の受け皿として考えられるものには何があるか。
またそれが将来に向けて十分とは言えない場合の対応をどう考えるか。

〔検討の視点 ～個々人の暮らしにおける安心確保策の在り方を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①地域における見守り体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣世帯間での密接な関係があり見守りが機能していること ○ 住民自治組織による活動への参加状況確認が見守りの役割を果たしていること ○ 町や社協からの配布物は必ず手渡しすることにより見守りを兼ねているケースもあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落人口の減少・高齢化により日常的な近所付き合いの減少 ○ 住民自治組織の活動の停滞、取りやめ ○ 役員の志によるところが大きく属人的な偏りと持続性の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織等又はこれに代わる主体による定期的な安否確認方法の事例収集と地域における共有 →スケールメリットのある情報収集が必要 など ○ 本人同意に基づく、民生委員と住民自治組織間における、見守り対象者の情報共有 →個人情報保護の観点からの整理が必要 	<p>【清水委員】 見守り活動については情報の共有が必要と考えられる。考えられる方法として、行政、社協、警察(駐在所)、住民自治組織、一人暮らし相談員、民生委員、消防団等で定期的に集まり、情報を共有する。その場合個人情報の問題もあるので注意が必要。 また、住民自治組織等が行っている配食サービスや、郵便局、新聞配達業者、宅配業者等の連携協定等あらゆる手段で情報を収集する。</p> <p>【沼尾委員】 定性的な情報と、日々の変化等を把握する情報とをそれぞれどのように把握するかが課題。</p>	<p>⇒「選択肢」における「これに代わる主体」に係る具体的な御提案として承り、個人情報については、「実現する上での課題」として追記いたします。</p>
②見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域運営組織と民生委員の連携事例があること ○ 別居親族が日々交代で見守っている事例は、自力での生活が困難で、異変が懸念される状態にあると考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守りが途切れた場合の、住民の異変の兆候の見逃し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体調の異変などに気付いた場合などにおける、連絡網の構築 →一定の組織力と定期的な訓練等が必要 ○ デジタル技術を活用した、平時の安否確認と異変を察知するためのシステムを構築 →システムを運用するための体制作り、システム構築に係るイニシャルコストとランニングコストの負担の在り方の整理が必要 		<p>⇒適切な役割分担と連携プレーが重要であることから、原案の4つ「選択肢」に共通する「実現する上での課題」としての追記を検討いたします。</p>

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (4)セーフティネットの構築(その2)

論点1: 将来的に訪れる自助の限界ポイントをあらかじめ想定しておくことは適切か。またそれを見極める人的リソースはどこに求めることが適切か。

論点2: 住民の自助の限界により集落の生活をあきらめざるを得なくなった場合、その後の生活を営む場所の選択肢がない個人の受け皿として考えられるものには何があるか。
またそれが将来に向けて十分とは言えない場合の対応をどう考えるか。

[検討の視点 ～個々人の暮らしにおける安心確保策の在り方を考察]

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
③居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人ホームの入所待ちの方々がいることが随所で聞かれたこと ○ 行政区域を超えた入所調整が行われる場合もあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の入受可能数及び施設人材の不足等による寄り添えない高齢者の増加 ○ R2からR22にかけて85歳以上人口が全県で約89千人増加することが見込まれており、行政区域を超えた入所調整の困難度が高まると見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の住民が自力で生活できなくなった場合の頼ることのできる親族等有無を確認 ○ 頼ることのできる親族等がない高齢者が、居住地域の近隣で入所できるかシミュレーションし、不足する場合の対応策を検討(県のひろしま高齢者プランとの整合を図って検討中) ○ 住民が集住できる施設整備の検討 	<p>【清水委員】 将来的にはコンパクトシティ等も考えられるが、高齢者住宅等の施設整備が必要と思う</p> <p>【沼尾委員】 同時に入所後の空き家の管理や存続も課題です。</p>	<p>⇒「選択肢」の「住民が集住できる施設整備の検討」に関する御意見として承ります。</p> <p>⇒4(10)②「無住化後の土地活用意向の把握」及び③「地権者等との協議による土地管理手法の検討」に掲げた選択肢の実践ともことから、選択肢の二つ目及び三つめの○それぞれに、課題としての記述を検討します。</p>

2 住民自治機能

取組方針 (5) 住民自治機能を維持する分岐点の整理

論点1: 市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなった場合の、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。

論点2: 住民自治組織が担う機能の再構築を図るタイミングはいつが考えられるか。

〔検討の視点 ～住民自治組織が機能するための目安などを考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口規模が小さくなるに連れ、役員が固定されている傾向が見られること ○ 住民自治組織の活力は、そのリーダーの属人的な特性により、左右される傾向にあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志の高いリーダーが不在となると活動の停滞につながりかねない懸念があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能する目安は取組方針(11)①において検討 ○ 地域づくり人材の発掘・育成 →既存の県の人材育成事業とのすり合わせ ○ 地域おこし協力隊制度、又は集落支援員制度の活用 		
②次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総じて若者世代は住民自治組織の活動に関わる人は少なく、地域活動をしている人も、他の組織の役員を受けするなど、地域活動に参画する余裕がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代への、バトンタッチが困難となり、住民自治組織の活動が停止する懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治活動の負担軽減を講じつつ、次世代の活動参画を促していくための機会創出 ○ 住民自治組織と若者世代との交流の促進 →役員世代と若手世代との橋渡し機能が必要 	<p>【清水委員】</p> <p>住民自治組織の中に青年層を取り入れた枠組みを作る。 例えば組織に老人部、女性部、青年部などを入れ、活動を助成する。</p>	<p>⇒選択肢の一つ目の○に課題としての記述を検討いたします。</p>
③他出子や関係人口との連携意向を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他出子が帰省しての草刈り参加などの実例が見受けられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移住者が地域に溶け込もうとしない場合もあり、移住者への過度の期待は、定着につながらない懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他出した出身者とのつながりを維持する仕組みづくり →出身者のリスト化、情報発信機能が必要 ○ 県の人材育成事業の拡充 ○ 二地域居住の促進 →居住地の確保が必要 ○ 移住者受入に対する地域の合意形成づくり →移住者(外部人材)の受入を推進するための意識醸成が必要 	<p>【清水委員】</p> <p>近隣の市町等への出身者等へは祭りや地元行事への案内や消防団等への加入も促す。 移住者の受け入れについては住民自治組織の中に専門部門を置き、移住希望者との面談などの対応を取る。お試し住宅の必要性については移住希望者の選択肢の一つでもあり、施設を利用した交流等も考えられる。</p>	<p>⇒清水委員にご相談した上で、「実例」として記載します。</p>
④移住者の受入傾向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部には外部から人を受け入れることで好循環を生み出している集落がある一方で、受け入れには温度差があり、例えば、お試し住宅整備の必要性などを疑問視する住民もいること 				

2 住民自治機能

取組方針（6）住民自治機能の再構築

論点1：市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなった場合の、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。

論点2：住民自治組織の実情に応じた選択肢にはどのようなものが考えられるか。

論点3：住民自治組織の機能の再構築や選択をサポートできる機能は、誰が、どう担うのが適当か。

〔検討の視点 ～住民自治組織の主体的な取組が継続できるための対策を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	ご意見等	対応方針（案）
①住民自治(集落)機能の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動の負担感が高まっており、持続可能性を不安視する声大きいこと ○ 人口規模が相対的に大きな住民自治組織では、住民の活動に対する関心が低いこと 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織自身による活動内容の選択と集中 → 選択を支えるサポート機能の構築（取組方針(12)③において記述する中間支援組織） 	<p>【清水委員】 住民自治組織の規模については、その組織が身近に感じる距離にあり、多方面で住民との関わりを持てる程度の規模が適当と思われる。</p>	⇒「実現する上での課題」として追記いたします。
②住民自治をサポートする支援機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧町村単位で設立された地域運営組織それぞれが5か年計画を定め、地域課題への取組を行っていること ○ 当該組織の役員には主として役場職員OBが就任しており、行政事務に精通している強みを有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の地域運営組織は、役場と住民自治組織の間に立つものではなく、住民自治そのものとは一線を画していることに留意する必要 			
③地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の合併の必要性を認識する地域もある一方で、距離的な難しさを感じていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の目的意識を持ったうえで広域化を検討する必要があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町ごとに、広域化することが望ましい機能の整理 		
④共助から公助に転換される機能への市町の対応体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織から役場に返上された機能は見受けられないが、草刈りや水道施設等の管理が困難になり返上を打診している地区もみられたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政組織のスリム化の中で、対応体制には一定の限界が考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織に代わる担い手として、地域運営組織の設立若しくは既存の地域運営組織の機能拡充 → 現場性が重視される災害時の避難呼びかけなど、公助のみへの転換がなされない(あるいはすべきではない)ものがないか、機能の仕分けに留意する必要があること 		

3 広域マネジメント

取組方針 (7)地域間の連携・支援

論点1: 地域間での分担を検討すべき機能には何があり、分担すべき主体は誰か。

〔検討の視点 ～住民自治組織の垣根を超えた視点から同組織の機能を支える方策を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	ご意見等	対応方針（案）
①隣接地域間での支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一小学校区内の隣接する住民自治組織が連携子ども会を運営する事例があること ○ 小規模な地区を隣接する地区が支援する仕組みづくりが検討された事例があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状がそのまま推移すると、個々の住民自治組織機能の弱体化を抑えることがますます困難になると考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の住民自治組織が担えなくなりつつある活動を別の住民自治組織がサポートする仕組の構築 ～ 例えば、生活する上で欠かせない町道管理(草刈り)などを助力、若しくは代行する仕組みなど 	<p>【清水委員】 この調査対象の町で言う「地域運営組織」の役割を充実させ住民自治組織の支援や住民自治組織を補い合える仕組みを作る必要が考えられる。</p>	<p>⇒前頁2(6)①及び同②の「選択肢」としての追記を検討いたします。</p>
②旧町村単位での広域的な支援機関の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前述のとおり、旧町村単位で組織された地域運営組織は、住民自治組織と連携関係にはあるが、住民自治組織を支援する機能は有していないこと ○ 旧町村役場(現支所)は窓口業務に特化しており、支援機能を果たすリソースとしては十分でないこと 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧町村単位で、各住民自治組織に共通する取組課題への対応策を企画・立案し、各組織や関係団体を巻き込んだ諸調整を図り、実行を後押しするための機能を構築 →全県的な視野からの仕組みづくりが必要 	<p>【清水委員】 地域運営組織の規模は市町の人口規模により画一的に形成することは難しいが、旧市町の中で組織を組み替え人件費(2～3人程度)活動費の支援や場合によっては市町からの職員の出向等に加え県の市町への補助も必要と考える。 自主防災の観点からの規模も考慮する必要がある。</p>	<p>⇒地域運営組織の規模については、前頁2(6)④に関連する御意見として承り、「選択肢」及び課題の追記を検討いたします。 自主防災に関しては、2(6)①に及び②に関連する御意見として承り、課題としての追記を検討いたします。</p>

3 広域マネジメント

取組方針 (8) 行政区域を超えた生活圏での機能分担

論点1: 行政区域を越えて、分担を検討すべき機能には何があり、分担すべき主体は誰か。

論点2: 市町による生活環境の維持コストの在り方に踏み込んだ選択肢をどう考えるか。

〔検討の視点 ～住民の生活行動に合わせた圏域での機能確保の在り方を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	ご意見等	対応方針（案）
①広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 週1回程度であれば、生活圏は車で片道1時間以内程度と行政区域を越えて広域化しているが、高齢者には運転能力に応じた距離の限界があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらなる高齢化に伴い、行政区域を超えた広域的な移動が難しくなることも想定され、民間事業者の事業継続が困難になる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業の事業継続のため、配達機能を持たせるなど新たなサービスの提供を模索するための誘導策を構築 ○ 民間の力も取り入れた、新たなビジネスモデルとその誘導策を構築 ～ 例えば、商店+GSをベースとし、店頭販売に加え、食材配達と灯油配達、さらに、貨客混載による移動サービスといった複合サービスの考案 (取組方針(1)②の再掲) ○ 住民主体による商店、GSの運営等を誘導 →住民主体とするには、担い手確保と現経営者の理解が必要 (取組方針(1)②の再掲) 	<p>【清水委員】 県内でもGSと商店等の施設を民間で運営している地域があることからかなり、ハードルは高いが、国の事業等を活用する中で、推進することが望ましい。</p> <p>【沼尾委員】 先述の通り、事業+見守りの仕組みなども考えられないでしょうか。</p>	<p>⇒「実例」として追記します。</p> <p>⇒「選択肢」における考えられる事例として追記します。</p>
②行政区域を超えた移動支援施策の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政区域を超えたタクシー移動は、市町事業による町内定額負担ではなくするため、住民負担が大きくなること ○ 他出子等による定期サポート事例があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分で運転できず、タクシーを利用する人が増えるため、タクシー台数や運転手では対応できなくなると考えられること ○ 他出子等も高齢になりサポートもできなくなること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政区域を超えた移動手段の支援 →タクシー助成事業として行政が補助する場合、財政負担が大きくなる ○ 民間主体(福祉事業者等の事業多角化も含む。)又は住民主体、若しくは両者の連携による移動手段の確保策を構築 →住民主体とするには、組織力と従事者確保が必要 (取組方針(1)①イの再掲) 		

4 空間管理

取組方針 (9) インフラ維持コストの見直し

論点1: 拡散した公的インフラ管理をどう考えることが適当か

論点2: 市町による生活環境の維持コストの在り方に踏み込んだ選択肢をどう考えるか

〔検討の視点 ～必要なインフラが適切に維持管理される仕組みを考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①道路・上下水道等の管理体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町道の草刈りなど、行政で対応すべき事業の一部を地域住民に委託し、対応している場合があること ○ 道路の草刈りにおいては住民の高齢化及び人口減少により、一人一人の負担が大きくなっていること ○ 上下水道の管や施設の更新が必要になってくること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草刈りにおいては、地域住民による対応ができなくなり、地域によっては行政での管理に戻すことになること ○ 老朽化に伴いインフラ施設の更新費用が掛かっていくこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での対応ができなくなったインフラ管理(道路の草刈りや水道)については、行政による管理へ移行 →行政の財政負担が大きくなる ○ 保守、点検の必要がない部品への交換 →初期投資費用がかかる ○ 管理の必要がない状態にするための手法の構築 ～ 例えば、道路の草刈りの必要がないように張りコンクリート施工を行うなど 		
②維持すべきインフラの絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人が住んでいる限り、インフラ(道路・水道等)の維持が必要になること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状と同等のインフラの維持ができなくなること ○ 使用されなくなったインフラがあることで、住民の安全及び景観上の課題が生じること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた人材や財源においてもインフラの維持管理を可能とする仕組みの構築 ○ 財政面から国等の支援 →国等からの支援が確保できるかどうか不明 		
③低利用インフラの廃止・除却の推進(支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人が住んでおらず普段利用がない道路でも、墓参りや所有山林の管理などがあれば年に数回利用されることがあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃止・除去するためにコストがかかること 			
④①～③の進展により現居住地に与える影響への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共インフラの維持ができなくなる可能性があり、生活の継続が不安であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理が行き届いていないインフラが増加し、住み続けることが困難な居住地が増えること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラの維持、管理、廃止、除却に対する新たなルール作りの推進 		

4 空間管理

取組方針 (10)無住化後の資産管理

論点1: 荒廃地の周辺域への影響を抑制するための管理手法にはどのようなものが考えられるか。

論点2: 所有者が不在となる前に、あらかじめ管理手法を定めておく手段、また、これを促す仕組み(人的サポートなどを含む。)が考えられないか。

[検討の視点 ~土地・家屋等の所有者不明の状況に陥る以前に利活用や管理の方針が地区集落で共有できる仕組みの考察]

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(一表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施	○ 無住化した土地や家屋の所有者は、周辺域へ迷惑をかけてしまうなどの課題意識は持ちつつも、特に対策について検討がされていないこと	○ 無住化した場合、地域が荒廃し、周辺域へ悪影響がでること	○ 地区・集落の中で、管理が必要なエリアを想定するなど、無住化になる前に話し合いを行う仕組みの構築 →話し合いを促すための人的サポートが必要	【材木委員】 この人的サポートは誰が担当するのかという問題が浮上する	⇒「実現する上での課題」として追記します。
②無住化後の土地活用意向の把握	○ 地区外に住む土地・家屋等の所有者と地区・集落の住民とのつながりが薄れてきていること ○ 農地については、農業委員会により、令和6年度にかけて利活用計画策定予定となっている	○ 土地や家屋の放置が続くと、所有者が分からなくなり、所有者不明となる可能性があること	○ 所有者および相続予定者に対して、今後の活用について意向確認を早急に行う仕組みの構築 →検討に当たっては、個人資産の取扱いが可能な専門家のサポートが必要となる ○ 農地について国の枠組みのもとで進める協議と連携した話し合いの構築	【材木委員】 専門家のサポートの費用(謝金)は誰がどこまで負担するのかという課題がある。 【清水委員】 今般相続財産の国有化の方向もがあり、農地については、これまでの転作田(休耕田)について水張条件などがついており、今後、農地については荒廃地がますます増加するものと思われる。	⇒「実現する上での課題」として追記します。 ⇒関係部局に確認の上、「実例」、「将来リスク」、「実現する上での課題」への追記を検討いたします。
③地権者等との協議による土地管理手法の検討	○ 空き家、耕作放棄地、山林等の管理が問題となってきたこと ○ 一部集落では、空き家等の周辺環境の管理を所有者から請け負い、草刈り等を行っている事例があること	○ 所有者不明となり管理できない土地が増えてくること ○ 集落で管理の請負いを継続的に実施できなくなる可能性があること	○ 地権者の協力の上で継続的な管理を行う仕組みの構築 →土地や家屋は個人資産のため、地権者の協力が必要 →地権者等が複数になっており、協議に時間がかかる可能性がある ○ 国の制度改正等を踏まえて、持続可能な仕組みの構築		
④残存インフラの管理水準の検討	○ 人が常に居住していなくても、家屋やお墓があれば、年に数回でもそこへ行くために道路が利用されること	○ 公共インフラにおいては人が一時的にでも利用する以上、維持管理をしなければならず、財政負担が必要になってくること	○ 行政として、地区・集落と話し合いながら最低限必要なインフラ機能について、取捨選択をしていく仕組みの構築 →話し合いを促すための人的サポートが必要	【材木委員】 この人的サポートは誰が担当するのかという問題が浮上する	⇒「実現する上での課題」として追記します。

5 取組の推進体制

取組方針 (11) 地区・集落の将来見通しに応じた対応

追加論点1: 地区・集落の意向を踏まえながら、将来見通しに応じた必要な対応策の検討・選択をサポートしていく必要があるという考え方で良いか。

追加論点2: 対応を検討する優先度が高い地区・集落の状況の目安として妥当な項目は何か。

〔検討の視点 ～地区・集落の将来見通しに応じた対策を、住民自らが選択する動機付けの在り方を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	ご意見等	対応方針（案）
①地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組方針(6)①に記述したように、地区・集落の規模にかかわらず、担い手不足と相まった、地域活動の負担感の高まりと将来に対する不安感があること ○ これまで地区・集落で行ってきた、草刈り、農業施設管理、水道管理などの活動が困難となってきたおり、こうした状況のさらなら加速が見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手不足等による閉塞感が、今後の対応に係る思考停止を招き、あきらめ感のみが蔓延する状態になりかねないこと ○ 移住者やUターンによって、不安感の軽減につながっている事例も見受けられるものの、地区・集落で担ってきた活動すべてを、託していくことには、一定の限界が想定されること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・集落の置かれた状況を、住民自らが客観的に把握するための目安との検討 →提示する目安は、不安感の助長だけに留めないための、説得力を伴うものとする必要 ○ 地区・集落が縮小した場合に生じる、住民自治組織の活動と暮らしを支える機能に対して想定される影響の提示 →提示情報は、住民自治組織の役員のみでなく、住民に広く共有される必要があること ○ 住民の営みの中で継承されてきた資産、暮らしの知恵、伝統文化など、後世に引き継ぎたいものの一定の仕分け →納得性を伴う線引きと引き継ぐ手法の考案 	<p>【清水委員】</p> <p>減少する集落においては、すでにあきらめ感もある集落もあり、行政、住民自治組織や関係団体を含め早急に検討する必要がある。</p>	<p>⇒「将来リスク」にスピード感を持った対策が必要である旨追記します。</p>
②地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・集落の将来見通しは、単に世帯規模だけではなく、他の状況を含めた複合的な条件によって導き出されると考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の活動に、当事者意識を有しない、若しくは有することが困難な状況にある住民が多いと、より地域の衰退を早めることにつながりかねないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の力の結集につながらない原因の探索と、結集させるための市町による場づくり →仲立ちするキーパーソンが必要 ○ 対応検討を優先する地区・集落の見極めと住民の意向確認 →意向確認を踏まえた迅速な対策実行の仕組みづくり 	<p>【材木委員】</p> <p>誰に仲立ちを委ねるのかという課題が浮上する。</p>	<p>⇒「実現する上での課題」に人選における課題として追記します。</p>

5 取組の推進体制

取組方針 (12) 取組を進める体制の組織化と国民的理解の促進(その1)

論点1: 地域間での分担を検討すべき機能には何があり、分担すべき主体は誰か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

論点3: 市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなった場合の、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。

論点4: 住民自治組織の機能の再構築や選択をサポートできる機能は、誰が、どう担うのが適当か。

〔検討の視点 ～取組の各対策に横串を刺しながら推し進める体制の在り方と、その意義を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
①生活機能を提供する民間主体をサポートする組織の構築(事業承継、複業化支援、資金調達など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間主体のサービスは、旧町村や地区の状況に応じて、事業縮小や撤退などが避けては通れない状況にあること ○ 配食サービスが高齢者の命を守ることに繋がった事例があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済効率のみに力点を置いた取組は、早晚、限界点を迎えざるをえないと見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多業若しくは生活サービスの複合化を念頭に置きつつ、既存経済活動主体のみならず、福祉事業者等や住民自治組織との連携構築に基づく、地区にとって新たなサービス提供体制の構築(サービスを提供する地域運営組織を視野) ○ 上記を目指すための、シンクタンクの役割を果たす機能を有する組織体の設立 	<p>【材木委員】</p> <p>検討の視点の中の「横串を刺す」はとはどういう意味なのか分かりにくい(イメージしにくい)。</p>	<p>⇒「各対策に横串をさしながら」を「各対策を相互に関連させながら一体的に」という表現に修正します</p>
②中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(地域おこし協力隊、集落支援員、関係人口、Uターンなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の制度を活用した地域おこし協力隊の地域への定着率は7割を超え、集落支援員は、平時の見守りなどにも従事していること ○ 他県では、関係人口による担い手不足への対応が進んでいる事例があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材受け入れに係る地区・集落の継続的な受入意思があり、かつ、人材に対する敬意が伴わないと持続可能とはならない懸念があること ○ 若者人口の減少に伴う、協力隊員への志願者不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○ どういった場合に、どのような任務に携わる人材を獲得し、地区や集落に供給されることが必要か、住民自治組織と市町との間で検討・整理→他出子人材候補として捉えるかどうかは要検討事項 ○ 単に担い手不足への対応に留まらない、外部の人材等に期待するミッションの明確化 		
③住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の活動は、基本的に従来からの活動をどう継続していくかを中心に考えられていることが大半であると考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・集落が置かれた客観的な状況について、住民が理解を深めた上で、納得性を伴う必要な対策を住民自治組織に自ら選択するための伴走支援がないと前に進まない懸念があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・集落の置かれた客観的な情勢に基づく助言などを行う、中間支援組織を行政が主導し設立 <ul style="list-style-type: none"> →住民自治組織における受入の意識づけが必要 ○ 中間支援組織のスタッフは、地域の状況に精通している、市町や県の施策等に知見を有している者を配置 <ul style="list-style-type: none"> →公助への要望伝達機関ではなく、行政から半ば独立した位置づけとすることが必要 	<p>【材木委員】</p> <p>サポートの中身について、スタッフ的な役割(意思決定の助言)と日常的な事務作業の補助を分けて住民自治組織のニーズを把握する必要があるのではないかと。→サポートの人件費は誰が負担するのか。</p>	<p>⇒「実現する上での課題」として記載します</p>

5 取組の推進体制

取組方針 (12) 取組を進める体制の組織化と国民的理解の促進(その2)

- 論点1: 地域間での分担を検討すべき機能には何があり、分担すべき主体は誰か。
 論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。
 論点3: 市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなった場合の、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。
 論点4: 住民自治組織の機能の再構築や選択をサポートできる機能は、誰が、どう担うのが適当か。

〔検討の視点 ～取組の各対策に横串を刺しながら推し進める体制の在り方と、その意義を考察〕

取組項目	これまでの調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	ご意見等	対応方針(案)
④中山間地域の価値の国民的理解の促進	○ 中山間地域で有るとされてきた公益的機能が失われた場合の影響に関する既存の知見は、主に生態系などに関する記述などにとどまっていること	○ 中山間地域の衰退を、都市部住民を含め我がこととして捉えないと、全国的に進む人口減少問題の中に埋没しかねないこと	○ 県土の7割を占める本県の中山間地域の公益的機能が失われた場合の県全体の姿などを想定し、都市部を含む県民生活全般にどのように影響を及ぼしていくかについて、段階を追ったシミュレーションを講じることによって本取組方針の意義を共有	<p>【材木委員】 国民的理解を促進して都市住民に何を期待するのか、この理解により何を達成しようとするのかを明確に記述すべきである。</p> <p>【清水委員】 中山間地域の森林や水田は治水や災害抑制及び二酸化炭素の吸収などの役割を担っており、中山間の衰退は都市部の大きな影響を及ぼすことを理解を求める必要がある。</p>	⇒都市住民に期待することと、中山間地域が果たす役割については序章に記述いたしました。なお、それらの理解増進策については、「選択肢」に追記することを検討し、必要に応じて原文を修正します。